

○委員の意見及び意見に対する事業者の見解

【佐野委員】

種類	頁	意見の箇所	意見等	事業者の見解
本編	4-1-3-5	表 4-1-3-8 建設作業振動検討結果	<p>この表に「検討地点03」と記しておられるのですが、どの位置でしょうか。「P4-1-3-4 工事範囲境界から0.5m 離れの地点を設定した」とありますが、敷地境界では無いという認識でよろしいでしょうか。この位置を選定した理由が分かりません。敷地境界で評価すべきだと思います。</p> <p>一般的には、建設作業振動はL10による評価と思います。70dBというのは、震度2程度の大きさになります。1時間に6分以上この大きさの振動に暴露されることとなります。近接民家が検討地点の近傍であれば、建物内では建物増幅で、振動3程度の揺れを感じることも考えられます。近接の民地でどの程度の大きさになるのか、把握すべきです。</p> <p>検討結果が70dBということであれば、最大値はこれよりも大きくなるのが一般的です。小さく見積もっても、75dB程度になるうかと思えます。「近隣から建物損壊の苦情が出る」ことが想定されるような大きな振動です。近隣の住居に対して、建物の破損に対する事前・事後調査を実施し、破損が認められる場合は、保証するような措置が必要であると思われる。表 4-1-3-9に示されるような保全措置では不十分であります。工事をしてはダメだというレベルではありませんが、近隣の生活環境が著しく阻害されます。</p> <p>近隣への説明、苦情の対応窓口の設置等を求めます。このような大きな振動が発生する時期と頻度をお示し下さい。</p>	<p>振動の検討地点が、「工事範囲境界から0.5m離れの地点」としているのは記載誤りとなります。検討を行う際には工事範囲境界を検討地点としておりますので検討結果に変更はありませんが、検討地点の記載を「工事範囲境界の地点」と修正致します。また、仮囲い設置位置を工事範囲境界としておりますが、仮囲い設置位置は、敷地境界より発生土仮置き場側の位置であり、検討結果は敷地境界で検討を行うよりも大きな値となることから安全側の検討結果といえます。</p> <p>なお、予測方法としては、アセスの評価書で採用したものと同様な手法を用いております。すなわち、施工範囲のうち保全対象施設近傍の工事範囲境界付近に25m×25m(1日間の施工面積)の稼働範囲を仮定して、その中に稼働可能性のあるすべての機械を分散、配置しています。具体的には、施工面積を2.5m×2.5mのメッシュに区切り、全機械の合成振動レベルを分割して面的に配置して予測を行っています。実際には、1か月間、この施工面積内において毎日同じ箇所ですべての建設機械が同時稼働することはほとんど考えにくいため、環境面では安全側の設定と考えております。</p> <p>また、工事範囲境界付近から法線方向に距離減衰を計算しておりますが、25m離れで約62dB程度まで低減します。</p> <p>振動レベルL10の予測を実施しておりますが、人が振動を感じる閾値は一般に55dB前後と言われておりますので、ご指摘の通り、揺れを感じることはあり得ます。しかし、「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)による「特定建設作業の規制に関する基準」である75dBを下回っています。工事による影響を回避または低減することを目的として、環境保全措置を実施します。また、工事中の環境管理を適切に行うことを目的に、振動については工事最盛期に1回、モニタリングを実施します。モニタリングとは別に、準備工及び盛土施工中の騒音・振動について日々簡易計測を行い、その結果も踏まえて影響の低減を図ります。</p> <p>苦情等の対応につきましては、中央新幹線岐阜工事事務所にて承っております。振動の結果が最大となるのは、工事計画上、工事着手後10か月目となる予定です。</p>
本編	4-1-3-9	表 4-1-3-12	<p>「P4-1-3-4 工事範囲境界から0.5m 離れの地点を設定した」との説明があります。この予測結果が70dBであるとすれば、「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」を下回るということにはなりません。敷地境界の予測値を載せてください。不適切です。</p> <p>前述したとおり、かなり大きい振動です。振動は感じると苦情につながる傾向があります。住宅近傍でどの程度になるのかを把握し、住民に対して、有感振動が発生する時期、頻度を十分説明し、苦情が発生しないように配慮をお願いしたく思います。</p>	<p>本編4-1-3-5でご指摘いただいたものと同様、検討地点は「工事範囲境界の地点」であり、記載誤りのため修正いたします。検討結果としては、工事範囲境界を検討地点としておりますので、検討結果に変更はありません。工事範囲境界付近から法線方向に距離減衰を計算しておりますが、25m離れで約62dB程度まで低減します。</p> <p>なお、前述どおり工事最盛期には振動のモニタリングを実施します。モニタリングとは別に、準備工及び盛土施工中の騒音・振動について日々簡易計測を行い、その結果も踏まえて影響の低減を図ります。</p>
本編	4-1-3-8	ウ. 事後調査	<p>規制基準値以下になったとしても、住民から振動に対する苦情や建物損壊が発生することが想定されます。事後調査を実施しないのは過ちであり、有感振動の発生の有無を確認しながら工事を進める必要があります。常時モニタリングをしながらの工事を実施してください。</p>	<p>環境保全措置の効果に係る知見が不十分なものはないため、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しませんが、工事中の環境管理を適切に行うことを目的に、モニタリングを実施します。モニタリングとは別に、準備工及び盛土施工中の騒音・振動について、日々簡易計測を行い、その結果も踏まえて影響の低減を図ります。</p>

【山澤委員】

種類	頁	意見の箇所	意見等	事業者の見解
本編	4-1-1-8から10	大気質に関する影響検討	質問 (1)敷地全体に均一に放出源を仮定した評価であるかどうか、建設機械の配置の仮定を明示されたい。 (2)日平均値の計算では、作業時間内放出時の濃度および時間外の無放出時の濃度を平均して算出したのかどうか、計算方法を明示されたい。	(1)検討手法及び検討に用いた計算式等は「評価書 第8章 8-1-1大気質」の「予測の基本的な手法」と同様としています。NOx、SPMの場合、敷地全体を東西10m、南北12mの格子に区切り、各建設機械からの総排出量を各格子数で除した排出量を各格子の中央部に均等に与えて個々の煙源からの予測値を重畳して算定しています。(粉じんについては、その1/5の東西2m、南北2.4mの格子サイズ) (2)NOx、SPMではまず年間の平均値を算定して、それを基に日平均値への換算を行っています。年平均値は24時間のうち工事実施時間の8時間分での計算を実施しており、最終的には放出時と無放出時を考慮した予測値となります。 (3)大気質の年平均値を予測する場合、対象は1年間の排出量を検討対象とします。評価書では、複数年間の月別工事工程を基に稼働予定の建設機械の月別総排出量を算定して、これらが連続した12か月間の総排出量が最大となるよう移動平均値を用いて抽出し、それを工事最盛期の1年間として予測の対象時期としています。本事業では工事期間が最大で10か月間ですので、この間に稼働する予定の建設機械の総数(1年間の稼働としており、うち2か月間は無稼働)を1年間の稼働としました。
	4-1-1-15	大気質に関する評価結果	(3)「工事期間中における最大の値」の意味を明示されたい。これは、1年目第1四半期を指すのか、あるいはその他の状況を指すのかが不明である。	
	4-1-1-10 4-1-1-16	表4-1-1-10 表4-1-1-14	意見 建設機械稼働による大気質影響の評価結果(いずれも寄与率が大きく、環境基準に近い。また、上記の不明点(質問)の設定(仮定)次第では基準を超過することも考えられる。従って、評価の仮定が十分保守的であることを確認する必要があると考える。また、仮定が十分保守的でないとするれば、一般的な配慮事項のみでは不十分で、工事期間の延長により建設機械の稼働密度(時間あたり、面積あたり)を下げることで、あるいは近接民家との距離を確保する等、事業の計画変更が必要と考える。	当該地点における大気質のバックグラウンドは、NO2の期間平均値が0.004ppm、SPMが期間平均値0.017mg/m3と低いものの、本事業による寄与率が40%~90%と高くなっています。これは工事期間中の最大と考えられる工事台数を基に検討を実施しているためであり、実際に工事を実施するには建設機械の稼働を平準化できるよう、工事計画を策定することを考えております。

【早川委員】

種類	頁	意見の箇所	意見等	事業者の見解
本編	4-3-1-2	文化財 根拠法令	根拠法令 文化財保護法及び文化財保護条例については、最終改正時期の確認をお願いしたい なお、埋蔵文化財、有形文化財(指定文化財)等の保全については、今般の工事においてはあきらかな影響は出ないと思われるので、報告書の記述には影響は出ないと考えられる。	文化財保護法、文化財保護条例に関して、最終改正時期を確認しましたところ、 ・文化財保護法:平成30年6月8日 法律第42号 ・岐阜県文化財保護条例:平成31年3月27日 条例第15号 ・津川市文化財保護条例:平成17年2月4日 条例第8号 でありましたので最終改正時期を修正致します。

【山口委員】

種類	頁	意見の箇所	意見等	事業者の見解
			今回も、景観が対象になっておりません。残念です。 写真を拝見したところ、近くには住宅がある事を確認させて頂きました。 今回の事業で、景観が環境を壊す案件ではないかもしれませんが、日々の生活に与える影響は、多きと感じています。 人が生きていくうえで、五感は大切です。 今回の新型コロナウイルスの影響後は、五感(視覚、聴覚、触覚、味覚、嗅覚)を重要視する経済になります。景観は、五感の中の視界です。 人が生活する中で、目で見たものが体に与える影響は大きいです。 景観も対象にして頂きたいと、強く願います。	当該発生土仮置き場において、周辺から見渡せるような主要な眺望点は存在しないことから景観を影響検討項目から除外しております。又、周囲の景観に配慮した構造物等になるよう、関係機関等と調整し法令等に則った色彩等とします。

【高井委員】

種類	頁	意見の箇所	意見等	事業者の見解
本編	4-4-1-8	調査期間	<p>「中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価方法書」において、技術的助言の内容として、ギフチョウについては、「愛知県から岐阜県は、全国でも最もギフチョウの生息密度が高い地域であり、カンアオイの生育する場所に必ず生息している。早春期が調査時期として妥当である。」とあり、ヒメヒカゲについても「ヒメヒカゲは、愛知県から岐阜県の中津川あたりまでの良好な湿地で見られ、可児、瑞浪の湿地で最も生息密度が高い。湿地に生育するスゲ類を食べるため、湿地の減少は種の減少に直結する。」とある。ギフチョウの出現期はその年の気温により多少変動するが、中津川市であれば、おおむね4月中旬がその成虫の発生時期である。幼虫は探せば6月まで見つかるが、カンアオイの葉を1枚1枚裏返してみる目視による調査が必要で今回の調査結果を見ると、このような多種類の昆虫を記録している調査の中ではギフチョウの幼虫を探すような調査はほぼ不可能である。またヒメヒカゲ成虫の発生時期は6月中下旬である。</p> <p>環境影響評価方法書には、「専門家等による技術的助言を踏まえて行った。」とあるのに、先のような技術的助言の内容に反して、ギフチョウ、ヒメヒカゲの発生時期に調査を行っていないのは、環境影響評価の方法が正しくないということにはならないか。調査結果を見ると、調査日数に比して種数は多く出ており、この精度で調査が行われれば、ギフチョウやヒメヒカゲが発見される可能性があったのではないかと思われる。他にもムカシトンボ、タベサナエなど、適切な時期に調査をすれば発見された可能性がある種が見受けられる。</p>	<p>方法書の専門家からの技術的助言に「ギフチョウはカンアオイの生育する場所に必ず生息している」と記載されています。当該地域内は主に住宅地が点在する平坦な畑地の環境であり、ギフチョウの食草であるカンアオイ属(山地から丘陵地にかけての森林内、林縁に分布する)が生育するような林床環境は存在しません。また、カンアオイは常緑多年草であり、1年を通して確認できますが、H28年4月に行った植物相及び植生の状況についての調査においてカンアオイは確認できませんでした。そのため、ギフチョウが生息する環境には乏しいと判断し、越冬成虫が活動を始める時期であり、食植性のハムシ類などの新成虫が多く出現する5月中旬に調査時期を設定しました。</p> <p>また、ヒメヒカゲにつきましては、専門家による技術的助言によると良好な湿地で見られるとされており、岐阜県レッドデータブックによると「県内では、丘陵地の斜面や谷間の明るい湿地に生息する。」とされており、先に示した通り、当該地域は住居が点在する平坦な畑地の環境であることから、丘陵地斜面や谷間に分布するような湿地環境ではありません。</p> <p>その他、当該地域内にムカシトンボの幼虫が生息するような溪流の環境はありません。タベサナエの幼虫の生息環境となると言われるような比較的緩やかな流れの水路は調査地周辺に存在しており、底生動物調査を実施しましたが、タベサナエ幼虫の確認はありませんでした。</p>
資料編	4-2-9		<p>サカモトフタオビヒメサビカミキリ(現在はフタオビヒメサビカミキリの和名がよく用いられる)が挙げられているが、九州南部以南に分布する種で、同定の確認を要する。</p>	<p>ご指摘の「サカモトフタオビヒメサビカミキリ」に関し、再度同定いたしました。その結果、確認個体は「クリチビカミキリ」でありました。</p> <p>捕獲個体は背中の模様が通常よりも白い部分が多かったことから、当初の同定時は別種と判断し、サカモトフタオビヒメサビカミキリといたしました。改めて同定した結果、個体サイズ、背中の模様が同種と一致したことから「クリチビカミキリ」と訂正いたします。</p>